

### 第3 事業体調査

#### 1 調査方法等

この調査は、合法木材の取扱いを開始した事業体の販売・経営方針や調達の実態、納入取引先との連携体制、合法木材証明システムの問題点等を調査することを目的として実施した。

調査は、全木連に「合法性・持続可能性証明木材優良事業体調査検討委員会」を設置しその専門調査委員が直接事業体に面接して行った。調査対象は6事業者であるが、事業の種別には、製材・加工事業者が5、原木市場が1である。国等の機関は全国どこでも均等に配置されているわけでもなく、また国等の機関が使用する木材の量は全体量からみれば極めて少量である。したがって、調査を実施した事業者にあっても、経常的な生産・加工量のうち合法木材の引合い、取扱量は現時点では例外的とも言える極めて少量である。このような中で、合法木材の取扱いの現状、課題、顧客との関連、証明システムの問題点等についての意見、課題を伺うこととして調査を実施したものである。

## 2 調査結果

### 事例 A

#### 1. 事業者の概要

A社は、素材生産、製材・加工、プレカット、さらには森林整備、土木、建築など多角的な事業を展開している。

A社の所在する地域の森林は、里山にカラマツ林、奥地に広葉樹林やトドマツ林が多く賦存し、所有は国有林が大部分である。

#### 2. 合法木材加工販売の取り組み

##### (1) 丸太の仕入れ・分別管理

原木の調達は、針葉樹材も広葉樹材も国有林、道有林、社有林からである。社有林材は大手の会社等数社からが大部分を占め、これらの会社等からは国有林材や道有林材も納入されている。この他、一部森林組合からの調達もある。原木の調達は合法材認定業者等から仕入れており、合法材のスタンプの押された書類（素材発送証明書、発送明細書、納品伝票）が添付されて搬入される。社有林などからは、2～3カ月分の製材・加工見込量を知らせて納入してもらっている。取引単価は国の素材公売価格を参考にしながら決めているという。

国有林、道有林、社有林の中では、国有林公売からの調達が減少してきている。2～3年前は国有林材が原木調達量の7割を占めていた。国有林材調達の減少には国有林の公売量そのものが減ってきているという事情があり、さらに間伐の適材がなくなっていることも要因になっているという。国有林の資材手当は、毎年度の事業実行状況から1月～5月には公売が行われないこともあるという。

道有林は間伐材生産を増やしており、それにより伐採量が増えてきている。社有林に関しては、補助事業を活用しながら持続可能な経営をしているという認識であった。なお、A社は約800haの広葉樹やカラマツの社有林を所有しており管理は森林組合に委託している。

A社の取扱量は、針葉樹材が年間6千 $\text{m}^3$ 、広葉樹材が約500 $\text{m}^3$ 程度である。広葉樹材は1本1本の形が異なり、材積を把握するのに難しい面があるという。広葉樹材は、原板にした後に1年～1年半の時間をかけて天然乾燥を行っている。

原木調達は、サンプリング製材を行い材の良し悪しを確認して行っている。不良品を抱えると経営を圧迫するので、不良品が出ないよう原木調達には細心

の注意を払い、納入された材を見て悪い材が多い場合には買わずに返品することもあるという。原木の集荷範囲は、遠くても60～70kmで100kmを超えることはない。「買い方が厳しい」姿勢の堅持が良質な材を確実に調達でき、余計な費用を掛けないことに繋がることから、事業としてはより良い内容へと結び付く。なお、新たな取引先については、地元の木材組合連合会の紹介による場合が多く、飛び込みの業者との取引は控えているとのことである。

こうした取組みにより、工場土場において原木の仕分けをきちっとする体制が作り上げられている。土場の原木は産地ごとにはい積みを行い、はい積みごとにペンキで地名を書いて管理している。

## (2) 製品の加工・分別管理

加工の歩留まりは55パーセント程度で、主な加工製品は、トドマツ材、ナラ材、カラマツ材等を用いた羽目板、ドア枠やケーシング、フローリング、廻り縁、幅木などの造作材である。ナラ材の節入りフローリング材を3～4年前に開発し、B社の専属としてナラ材のフローリング材を供給している。これらの原材料は全て道産材である。細めの材は再割原板にし、角材については他社から購入している。

A社では2～3カ月先の生産計画を立てて製材し、天然乾燥をして出荷前に人工乾燥するという加工方法をとっている。天然乾燥の在庫は一定量あることから、注文があればすぐに出荷することができるという。新たな取引先については、建材商社の場合を除き飛び込みの会社との取引はないそうである。売りに占める公共事業関係の割合は約30パーセントであったが、最近では公共事業が年々少なくなっているということである。

従業員は、製材工場、プレカット工場、プレーナー工場の工場ごとに、専属で従事している。分別管理の方法については、製品になると産地別の把握は難しくなるが、A社はい積み別に製材するため、その日はどこの材（納入業者、産地）を挽くかが把握できるシステムになっている。証明書の添付が求められる場合には、特定のはい積みの丸太を製材して出荷することになっているという。

## (3) 販売方針等

販売先は、札幌市内、道北地域で木材市場への出荷や建材メーカーとの連携による工務店への販売が中心である。プレカット材は、建材メーカーを通じて販売しているものが多い。最近では、東北、関東、九州のホームセンター向けに建材商社を通じて出荷している。また、梱包材は中京地域に出荷している。

出荷の際には、その7割余りは合法木材のスタンプを押した出荷証明書ないし品質証明書（両証明書の記載項目は同様である。）を添付している。単品で出

荷する場合にはA社のマークだけで十分ということで出荷証明書を出さないこともある。最近では要望の有無によらずに出すようにしているという。そのきっかけの一つとしては、含水率の表示が求められるようになったことである。例えば、市町村が公営住宅を建てる場合や住宅補助を出す場合には、納材する木材製品に合法木材のスタンプを押した品質証明書や出荷証明書を添付している。プレカット材の一部など、自社で加工していない木材製品を販売する場合には、その社から証明書を出してもらって添付することにしている。また、「地域材使用」に関する指導が1～2年前から強まっていることも、証明書を添付する理由の一つである。

なお、A社は板材の角に丸みを帯びるような加工技術をもっており、比較的遠い地域の他社も、この技術を活用しているとのことである。また、本州に所在する建材商社の若手社員やホームセンターの仕入れ担当者が実地見学に来て、泊まりがけで製造工程を見学することもあるという。こうしたことも会社の販売ルート、証明書発行に良い影響を与えていると思われる。

### 3. まとめ

A社は、国有林関係の素材生産業者と取引が多いので、素材生産の証明書の添付は難しいということはなく、被害木かどうか、産地はどこか、伐採時期はいつか、間伐材か主伐材かという取引上でも重要な事項を含めて、納入業者に書類を添付してもらっている。また、どのような森林から伐採されているか、どういった材が生産されているかを把握するため、A社の社員が伐採現場を頻繁に見に行っている。例えば、ある会社の伐採地には年間に4～5回は出向くという。したがって、合法木材の素材の仕入れ上の問題点については特段のものはないといえる。

A社では、材の目利きがあり検品をきちんとできる専従の1人を土場に置き、木材の管理も含め一連の仕事の中で処理している。産地別に土場に置く方が数量の把握もできるし、材の良し悪しも判断できるのでメリットが大きいという認識であり費用の掛かり増しはないとのことである。したがって、素材の分別管理における問題点や悩みは挙げられなかった。

出荷に関わっては、輸送過程で製品に傷が入ったり、工事現場の職人が傷つけたりということにより取り替えが生じることはあるが、製品そのものに対する問題やクレームは出てないという。

このように、A社の合法木材の原木調達、製品の出荷は、いずれも問題点等は見当たらない。合法木材利用を増やすために業界がなすべきことに関しては、民間人にとっても一般人にとっても証明書がどこまで必要かは分からないのが実状であり、何らかのメリットが表に出る形になれば良いということだった。

そのためには、「合法木材を使って良かったなあ」という思いが出るようにシステム作りする必要がある。公共事業で証明書を必須条件にする等のことが不可欠ではないかという意見も出された。なお、この地域の木材関係業者については、国有林や道有林の材を使っていることから、どこも合法木材の購入と販売ができる状況にあるということであった。

## 事例 B

### 1. 事業者の概要

B組合は木材加工事業体で、所在する町の森林は国有林33,000ha、民有林14,500haで、この豊富な資源を背景としてドマツ、エゾマツの製材やプレカット加工を行っている。

### 2. 合法木材加工販売の取組み

#### (1) 原木の仕入れ・分別管理

B組合は、かつて北洋小丸太を中心に製材していたが、数年前から全て国産材に切り替えている。北洋小丸太は港湾からの輸送コストもかかり、またロシアからの木材輸入に不透明感が増したため国産材へと切り替えることとしたということである。

原木はドマツが97パーセント、残りがエゾマツで、その消費量は年間2万 $\text{m}^3$ 余りである。原木仕入先は、国有林材が1万 $\text{m}^3$ （原木発送伝票に林班が付いてくる）、道有林材（直接販売はない）が5千 $\text{m}^3$ （原木発送伝票に林班が付いてくる）、民有林材が町有林から5百 $\text{m}^3$ （原木発送伝票に林班が付かない）、組合員から5千 $\text{m}^3$ （殆どが国有林材と道有林材で原木発送伝票に林班が付いてくる）となっている。集荷範囲は国有林のシステム販売は遠距離の場合もあるが、概ね100km以内の地域である。輸送費用は1,500円/ $\text{m}^3$ 程度で、山元で8,500円/ $\text{m}^3$ とすると工場着で1万円/ $\text{m}^3$ となる<sup>1</sup>。なお、現在の在庫は、7千 $\text{m}^3$ 程度と例年より多くなっているが、これは集成材工場向けのラミナで昨年の住宅着工減による集成材需要の不振が続き、このことにより取引開始（年間6千 $\text{m}^3$ を予定）が遅延したことによるものである。

取扱う原木は40年生位の直径28cm以下の材が中心で、それより大きい原木が入荷した場合には他社へ販売し（年間約3,500 $\text{m}^3$ ）、その際には発送明細書に合法木材のスタンプを押している。例えば、直径30cm以上の材の販売先である会社では、現時点では丸太購入の際に「合法木材」を求めているが、組合は発送明細書に伝票に「合法木材」のスタンプを押して出荷している。しかし、組合の製材品には顧客からの「合法木材」の要求がない限りスタンプを押していないようである。

原木については、国有林材、道有林材の場合には林班名まで入れた証明書を添付して取引が行われている。原木発送伝票等の伝票類に「合法木材」の押印

<sup>1</sup> この単価では、製品価格が3万円/ $\text{m}^3$ とならなければ、収支としてはペイしないことになるという。

がない場合には担当者に連絡して提出してもらうことにしている。町有林材は土場で別櫃にして分別管理している。町有林は私有林と合わせてSGEC認証を取得する準備を進めていく計画を立てている。今後、それに基づく合法木材の証明が進められるであろう。なお、北海道東部地域では、現時点でA町がFSCを、国有林と道有林はSGECを取得している。

分別管理体制は、担当の部長と課長が原木発送伝票等のチェックを行い押印の有無を確認している。その際には検品を行って節の大きな材は撥ねるなど原木の品質管理を行っている。

## (2) 製品の加工・分別管理

プレカット工場は年間100棟分のプレカットを行っている。坪単価の下落により経営状況は必ずしも良くはない。プレカット材の出荷はほぼ管内向けである。プレカット工場に持ち込む工務店等の材は、現時点では「合法木材」の証明はまずないということである。したがって、出荷する際に合法木材の証明は添付していない。

組合は、昨年FSCのCOC認証を取得してFSC認証材の取り扱いをできるようにしている。現時点で認証材の取扱いはないようであるが、COC認証を取得していく過程で分別管理体制を確かなものにしていったと考えられ、分別管理体制は十分であるといえる。

木材産地証明工場の登録もしており、通常は道産材証明を添付することは殆どないという。昨年、ある工事で道産材産地証明を求められた際には地域材の証明書を発行したということである。

## (3) 販売方針等

合法木材を挽いた製材品については、全て「本品は合法木材です」というスタンプを伝票類（発送明細書、道産材産地証明書）に押して出荷している。合法木材のスタンプに対する要求はあまりないとのことである。しかし、顧客から証明しなければ買わないということもあるので、そのためにも合法木材を取扱うこととしたが、最近になって要望が少し増えたとしている。この取組みをさらに進めていくということであった。

## (4) まとめ

合法木材の素材の仕入れ上の問題点は特にはないという。だが、飛び込みで材が持ち込まれる場合には、ただ「国有林材だ」と言うだけで合法木材の番号を付けて納入しないことがあるため、それへの対応が課題となっている。こうしたケースがあるのは、業者の認識が十分でないことが挙げられる。また、こ

の地域では、国有林、道有林、公有林材の占める割合が多く、また森林認証が進展しつつあり、合法性証明のある素材の入手は容易である。

ただ、分別・仕分け作業には、それまでと違って経費の掛かり増し（具体的算定はしていない）があり、そこをどのように解決していくかが課題である。合法性の証明がない原木は、その年の間伐が本格的になる秋頃に一時的に多くなる。以前は、「違法」云々を意識することもなかったが、ある違法伐採問題などをきっかけとして「合法木材」であることに意識をしていかなければならなくなったという。ただ、違法伐採問題は外国からの輸入材の方に深刻な問題があるのではないかということだった。

## 事例 C

### (1) 会社の概要

この会社は木材生産活動が活発な中国地方の山間部に工場を構える。周辺には、大小数十の木材加工工場が立地している。

所在地の県は木材需要量に占める国産材の割合（国産材自給率）が88パーセント、国産材需要に占める県産材の割合が86パーセントという日本有数の国産材&県産材地帯である。また、県内の素材生産においてはヒノキが過半を占めるヒノキ材産地であることでも特筆される。会社はこうした地場の林業、木材産業の特徴を色濃く反映した典型的な製材業者であり、ブランドのヒノキ製材を中心に年間3万5千m<sup>3</sup>をこなす製材工場である。

機械設備、販売製品については、木材需要の変化、顧客ニーズにも先進的に対応してきており、早くから木材乾燥設備を導入するとともに、工場隣接地にはプレカット工場（関連会社）を整備している。プレカット工場は、近年では構造材ばかりでなく羽柄材の加工機も導入しており、住宅への部材供給の結節点としての役割を増大させてきている。

また、グレーディングマシンの導入を進めるとともに、木屑焚きのボイラーも整備している。夜間は重油焚きとのことだが、日中は100パーセント、端材や大鋸屑など自前のバイオマスエネルギーを駆使することによって木材乾燥を進める体制を整えている。

さらに、数年前には四面背割り柱の量産化を開始している。同時に乾燥設備を増設して乾燥材生産を生産量全体の7割をカバーするところまで高めてきている。マーケットニーズに率先して取組む優良企業と評価することができるだろう。

しかしながら、平成19年は、建築基準法の改正に伴う確認申請手続きの遅延により、納入予定の建設事業が相次いで滞る事態となっており、大きな影響を蒙っているとのことである。後で述べるように、こうしたことが合法材流通システム導入に向けたモチベーションを削ぐ大きな要因にもなった。

### (2) 合法木材取扱いの現状

この会社は、平成18年9月に「合法木材供給事業者」として、県木連によって認定・登録された。それ以降、これまでに販売先から合法木材の証明を求められたのは2度あり、それに対応して合法証明を2回発行している（平成20年2月現在）。

その2回は、いずれも公共建築等工事への部材供給に際して証明書を発行したもののだが、いずれの場合も、納入先からは納入後に証明書発行を依頼された

とのことで、それを受けて証明書を発行したということである。合法材の証明では、本来、全ての取扱商品を対象に、システムティックに、かつ、日常的に行うことが前提となる。

合法木材証明の具体的な方法を見ておこう。公共建築等工事に係る部材供給に際しての例であるが、証明書をみると、表題は「合法材証明」ではなく、「県産材出荷証明書」という形になっている。この県内では県産材の優先利用を図ることから、県産材証明が合法木材の証明に先んじて進んでいる。合法材の証明については、新たな書類を整備して進めるというよりは、こうした既存の証明方法に連動させて行おうとする考え方が強いようであり、この証明書の様式がそうした考え方を端的に表している

また、この中での合法材の証明は、記載事項の中で、注記として「上記の製品は合法的に伐採された木材のみを使用しています」との記載をすることによってなされている。さらに、この出荷証明書に付随して添付されている「送付明細書」には、樹種、サイズ、本数、金額などがリストされているが、その送付明細書の各ページにはゴム印で認定事業者番号及び「上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています」との記載がなされている。

いずれの場合でも既存の出荷証明、送付明細書に、注記あるいはゴム印の押捺という簡易な方法をとって証明に代えているということである。こうしてみると煩雑さもあまり無く、事務的な負担は少ないのではないかとと思われる。

そこで、原木の納入元である原木市場における合法材証明の状況を聞いてみた。それによれば、原木市場に搬入している素材業者が伐採許可証な

県産材出荷証明書	
平成 年 月 日	
殿	
<p>貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、この度御社にご購入いただきました下記木材は当社に於いて製材・加工を行い納品致しました〇〇県産材に相違なくここに証明いたします。</p>	
記	
現場名称	
納入場所	
納入期日	平成 年 月 日・日
木材の種類	別紙送付明細の通り
※上記の製品は合法的に伐採された木材のみを使用しています	
合法木材認定番号 〇-〇〇号 住所 会社名	

どを事前を取得して伐採事業を行うことが必ずしも常態化していないこと、また、原木市場には森林所有者自らが散発的に、少量を伐採して素材を持ち込むケースなどもあり、それら全てに伐採許可証の提出を求めることは原木市場の商慣行に照らすと相当に厳しいということである。こうしたことから、原木市場においてシステムティックに合法材証明を行うことの難しさが推測されるのである。「原木市場から合法証明が出てくれば、製材工場としては「合法木材」として受け入れ合法証明書も機械的にできる。」ということであった。

このような原木仕入状況が背景にあって、「後追い」的に証明せざるを得なかったということである。すなわち、出荷した商品について、原木の入手経路を遡って確認し、原木市場から「合法」であることの確認をとって証明書を発行しているということである。そういう意味では「合法性」の証明を誠実に行っているということになるが、誠実に行おうとすれば、逆に日常的な証明の発行は不可能になるという痛し痒しの状況にある。

次に、会社が合法証明をしたもう一つの事例を見ておこう。公共工事に部材納入をした際に発行した例である。ここでも「出荷証明書」の中の付帯事項として合法材である旨が記載されている。こちらの証明書については、この会社が納材業者として木材部材を各方面から集めて一括して現場に販売・納入するといった役割も果たしている。したがって、他社で加工された商品に対しても合法材証明をしている。取引の業者には認定事業者である大きな会社もある。しかし、自ら取引業者に聞き取りを行って「証明書」を発行するという事態になっている。川上側の加工業者が「合法材供給業者」として認定・登録されている会社であるにしても、実際の証明書の発行は日常的に行われてはいないということからであろう。この事例は、小規模の納入業者が能力を超えた無理な形で合法材の証明をせざるを得なくなっていることを示しており、制度運用上のしわ寄せが、公共工事への直接納入者に集中して現れていることを示している。

### (3) まとめ

この会社の原木の仕入れは、全体の9割を県内の原木市場から行っている。残りも、多くを他県の原木市場から購入している。これら原木市場は、「合法材供給事業者」である。一方、原木市場を通さずに仕入れている素材（10パーセント以下）は民間の素材業者や木材会社など2、3社から限定的に購入しているものであり、それら素材生産者も県木連が認定した「合法木材供給事業者」である。すなわち、この会社が仕入れている原木は、ほぼ100パーセントが「合法木材供給事業者」からのもので、いずれも長年取引をしている「顔馴染み」からのものでもある。

会社では、こうしたことを背景にしながら、合法性の証明は、必要な時に随時遡ることが可能であるとしている。実際に川下側からの合法性証明に関する要求が僅かであるような現状では、このような現実的対応にならざるを得なかったものと考えられる。

今回の調査で明らかになったことは、「そもそも素性の知れない木材は扱っていない」という思いが非常に強いようである。グリーン調達などを一つのきっかけとして、官庁ばかりでなく民間事業者が積極的に合法性証明を求めてくるような情勢になれば、取り組み方も変わるだろう。

## 事例 D

### (1) 会社の概要

D社は、スギ、カラマツ、米材およびロシア材の製材加工をしている。製品は、柱、桁などの構造材を中心に扱っているが、敷居や鴨居などの造作材、スギの中目材利用の梁材など顧客それぞれの要望に合わせてきめ細かな対応をしている。

また、品確法・性能表示に対応した製品の製造を積極的に進めており、乾燥、モルダー、グレーディングの工程を通して、含水率やヤング係数を柱1本、1本毎に管理できるシステムとしている。

地域内での木材需要活性化に向けた取組みにも、積極的に関わっていることでも特筆できる。その一つにこの会社の代表は、プレカット工場などを運営している協同組合にも関っていて、会社の邸別の部材を生産してプレカット工場に持ち込むという流れで事業を進めており、顧客ニーズに対応した製材・加工は、こうした流れを前提に行っている。

もう一つは、NPO 法人の「家づくりネット」などのホームページも運営・管理している。同法人には、地元の林業家、森林組合や材木店、工務店、設計士などが所属しており、地域の人的ネットワークを基盤にして、一つの住宅をセットで提供する取組みを進めている。川下の家づくりまでも明確に見据えながら、製材事業に取組む行動力に富む代表である。

### (2) 合法木材取扱いの現状

会社は、平成19年2月に県木連から「合法木材供給業者」として、認定・登録された。しかし、それまでは日常的に合法材証明をして取引をしているような状況に至っていなかった。それでも、合法性を証明することは重要と考えているということで、そのために積極的にシステムを作ろうとしているとのことである。平成20年度になって、公共建築物の新築に際して部材を納入することになり、それを契機に、そうしたシステム作りを一層の取組みを進めていくということであった。

その建築時に行った一連の合法材証明の内容をみておこう。これまでは、川下側から合法材証明を要求してくるようなことなく、今回の工事の場合は納入先から納入後に証明書を要求されたために、後追いで原木の入手先に証明書を求めて会社の証明書を発行していくことになったとのことである。施工業者に発行した合法木材証明書をみると、樹種、品目、数量、現場名が記され、それに納品明細書を添付するという形をとっており、明細書も数回にわたって分割して納入している。原木の証明書（原木市場）をみると、数回の取引で証

明書はまとめて発行されている。すなわち、合法材証明は、後日に「後追い」で行われているということである。

今後は、証明書が日常的に要求されるようになることになれば、よりシステムティックに対応する体制をつくっていくとのことであった。ただし、その場合、川上の原木市場からの証明が常態化できる体制になるかどうか、また、外材（特にロシア材）の証明をどのようにするかという点に大きな問題があるとのことであった。特に、前者について言えば、自分の山で自ら伐採するような人に対し、合法・非合法などの認識を持ってもらうことが困難であり、それを原木市場側がどれだけ出荷者に理解してもらうかということにかかっていること、一方、後者の外材に関する点については総合商社を通じて原木を購入しているということであり、こうした商社がどれだけ、合法木材の証明に本腰を入れて取り組むかにかかっているのではないかとの意見であった。さらに、一部、ある企業を通じて中国経由で集成材も仕入れているということだが、こうした既製品になってしまうと、証明をすることがさらに困難になるだろうとのことであった。

### （３）県グリーン購入方針に関して

今回の事例でも明らかなように、合法材の証明が実効性のあるものになるためには、需要者側から合法性証明を山側に要求していくことを常態化させるということが重要であり、そのためには、国が策定した「環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）」で示された合法材の調達を官公庁が率先して進めていくことが、さしあたってのポイントになる。とりわけ、県も国の方針をバックアップしていくような調達方針を採用するとともに、そうした方針を民間事業者にも波及させていくといった施策が重要になる。

「県グリーン購入推進方針」（平成１９年度）では、県の機関の全てを対象としてグリーン購入法に準拠しながらグリーン購入を進めることにしているが、このうち木材の調達については「県産材木材製品認証制度」で認定された木材製品を「可能な限り優先的に調達する」としている。県のグリーン購入の方針の中に「合法性」に関することは明確になっていない。

### （４）まとめ

流通の各段階において業者が出すべき書類を様式として明確に示して欲しいということが指摘された。換言すると、通常の業務に支障をきたさないように簡易なものとするといったこと（例えば伝票の下部に合法であることを記載する程度でよしとするようなこと）は制度設計者が業者に対して“配慮”したと考えるのこともかもしれないが、その“配慮”が逆に物事を中途半端で不徹底に

する一番の要因になっているということである。また、その場合には、混乱を避けるために製造と流通の使う様式は別々のものであるべきこと、さらに、各段階ではどこから買って、どこに売ったかという情報が含まれるような様式にすべきことが指摘された。いずれも一考に値するポイントであるように思われる。

## 事例 E

### 1. 事業者の概要

E協同組合は、原木市場（月2回の市）、スギ製品の販売等を手掛けている。組合は、平成18年9月に県木材協同組合連合会に取り扱う木材・木製品の主要品目・年間取扱量、事業所の敷地・建物及び施設（土場・倉庫等）の配置状況、分別管理及び書類管理の方針等の関係書類を添えて申請し、同年9月末に会員のトップで「事業者認定書」の交付を受けている。

### 2. 合法木材取扱いの現状と課題

#### （1）原木市場における動向

平成18年度の原木市場でのスギ材を中心とする取扱量は46,000<sup>m</sup>である。この市場取扱量46,000<sup>m</sup>は素材の受託市売33,800<sup>m</sup>を中心として、組合が素材の一定量を確保するために市売を補完する目的で実施している立木買取販売12,200<sup>m</sup>を加えたものである。市場への出荷者は所在地域を中心に一部隣接県を含み30～40事業者、買方は同様の地域から30～40事業者程度の参加である。

平成18年度素材入荷量46,000<sup>m</sup>のうち、合法木材は15,400<sup>m</sup>で33パーセントを占めている。これについては、県木材協同組合連合会へ合法性の証明された木材として実績報告がなされている。合法木材の取扱いは平成19年度に飛躍的に実績を伸ばし、平成19年4月1日～平成20年1月31日までの取扱量36,000<sup>m</sup>の9割近くに達している。なお、ここでの合法木材は市場に入荷された素材について伐採届又は伐採計画の適合通知書の写しが添付されているものをさしている。

このように、市場取扱材について合法材のウエイトを増加させているが、この背景として組合の出荷者への働きかけが功を奏してきていることがあげられる。本市場への出荷者は素材生産業がほとんどだが、そのうち大口の業者18者に出荷者協力会に参加してもらって、その会議で何度か伐採届を提出してくれるよう説明してきている。こうした働きかけを中心に、さらに他の業者にも同様な説明をする努力を行ってきた結果、その効果が年度を追っての合法材の取扱実績の上昇となって実を結んできているといえよう。

#### （2）合法性の証明

素材の合法性証明については、素材を積んだトラックが入荷した段階で伐採届又は伐採計画の適合通知書の写しが添付されていることが必要条件である。

ただ、この証明に関しては一様ではなく、条件の違いで色々なケースがある。完全な様式の場合は、「伐採及び伐採後の造林届出書」と「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書」の写しが入荷時に添付される場合である。この場合は伐採届を受理する市町村の対応が早い時であり、伐採届を持っていった時にその場で伐採計画の適合通知書がもらえる。しかし、そういった場合は少なく、通常は1週間～10日後に伐採計画の適合通知書が渡される。実際、市場に入荷してくる素材の9割方が伐採許可の写しが添付されてなく、市場側から市町村の窓口に伐採届が出されているかどうか問い合わせをして、確認がとれたものを便宜上合法材と認定している。ただ、伐採許可書の写しはタイムラグが生ずるが、後日提出してもらっている。

合法木材の証明書は出荷者、買方の双方に発行している。出荷者については出荷精算書の下部に「※本明細で合法材明記がある物件は伐採届等の処理がされている合法材である事を証明致します。」と記載したものを発行し、同時に添付している売上極別単木明細書の樹種名欄に素材の合法材記載がされている。また、買方についても同様に、請求書の下部注記として「※本明細で合法材明記がある物件は伐採届等の処理がされている合法材である事を証明致します。」と記載したものを発行し、同時に添付している買上極別単木明細書の樹種名欄に素材の合法材記載がされている。

### (3) 分別管理体制の動向

合法材か否かの分別は二つの段階で行われている。最初が入荷された素材を原木自動選別機に通し、仕分け選別する段階である。伐採許可等取得された合法材は原木自動選別機にかけられるが、選別機は一本ずつ単木認識することから一本ずつについて極番号が入力され、その番号により合法材か否かが分別される。選別機にかけられる前は、素材は選別機の前で土場に置かれているが、そこでは場所が狭いこともあって分別はなされていない。しかし、素材の山には荷受伝票が貼付されており、そこに記載されている出荷地山林名の確認により伐採許可等取得された山林として合法材か否かは容易になされることから、まず間違いなしとしている。分別の第二段階が市場土場における極積による分別である。一極ごとに合法か否かが分別され、両者が一つの極に混じることはない。また、最後に、選別機コンピュータデータの本数と実際の極の本数とチェックし合い、最終確認を行っている。

このように、分別管理は素材の極ごとに、極番号をつけて実施している。例えば、市日に際し、極番201～250は合法材、251～300は非合法材というように使い分けしている。さらに市場土場を仕切り、それぞれで合法材、非合法材の極を並べ、明確に分別している状況を設定することだが、これは適

宜実施されている。本市場土場の総面積は27,000㎡で、通常市での1,500~2,000㎡の取扱量位では合法、非合法で土場を仕切っても適応できるが、3,000㎡を超えると困難になる。なぜなら、合法、非合法で分別することで、同じ長径級の材でも二つの桧とするため、2倍近い桧面積となるためである。記念市といった際には5,000㎡近い取扱量となり、こうした時にはやむを得ず合法と非合法が一緒の桧となることもある。その際の分別は非合法材にチョークで×印を付けるとか混桧の境に棒を立てて仕切り表示とするなどの措置をとっている。

なお、書類管理については、出荷精算書、請求書等合法記載の書類はファイリングして保管している。

これまで分別管理の状況を見てきたが、こうした作業に付随するコスト面の掛かり増しはどうか。まず、選別機の操作段階だが、合法材、非合法材に応じて桧番号の入力切り替えをしなければならない。それ自体は精神的に注意力を集中せねばならず、区別が必要とされない状況よりは面倒だということになるが、選別機の操作者は段々慣れていったという。現在は円滑に遂行され、データ打ち込み時間がかかり過ぎる等のコスト面の掛かり増し的な意識はない。次に、桧積仕分けの段階で、これは主にフォークリフトの操作に係る作業だが、合法、非合法と二つの桧を積み上げることから作業が2倍近くとなり、コスト面の掛かり増しは否めない。作業内容の面だが、分別を始めた当初は桧積の間違ひもあったが、現在はほとんどなくなったという。市場側ではこうしたコスト面の上昇に対しては手数料を上げるなどはできないとし、いわゆる経営努力で対応している。

#### (4) 木製品の取扱い

##### ① 杭木丸棒加工

本組合では主要事業の一つとして杭木加工・販売に取り組んでいる。平成18年度は、杭木（白木）3,500㎡、杭木（防腐剤注入）2,600㎡を生産している。杭木の原木は径4~11cm、長さ3~4mの間伐材を充てているが、自社の市場仕入は2割にとどまり、8割方は他市場から仕入れている。杭木製造では間伐材を使用していることから加工ラインに原木を繋ぐうえで、合法、非合法の区分はされていない。

杭木は、納品先からは今のところ合法性証明の要求がないこともあって、合法性を記載した納品書の発行はしていない。ただ、それ以外の販売先については、要求に応じて、納品書（出荷伝票）の下部に「上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。」と記載したものを発行している。

##### ② 木材製品共販事業

これは当組合の組合員が生産している木製品（特一等柱材、KD材、スギ赤身材、足場板等）を委託販売する事業であり、平成18年度は3,700㎡を取り扱っている。これらについては組合が自生産して販売しているものではないこともあって、合法性の証明はされていないし、今のところ販売先から合法性証明の要求もないようである。

### ③ 引合いについて

国の機関等からの合法木材に関する直接的な引合いは今のところなされていない。だが、国の機関等の発注工事があれば、ここで生産され、合法証明された杭木製品が業者の所に流れ、そこで間接的に引合いとして機能していることはあり得るのではないかと考えている。

### （５）今後の課題

本事業体では合法木材の取扱いに関して様々な努力を重ねて、現在9割近い合法性の証明を達成するところまでこぎつけてきた。ここからさらに10割全てまでその度合いを引き上げることができるのだろうか。これを可能にするには全ての出荷者の協力が欠かせない。しかし、出荷者の中、小さな一人親方的な素材生産業者には伐採届等であまりくどくどいうと出荷してくれない恐れもあり、指導面での弱さは否定できない。こうした業者等への対策はどうすればよいのか、これは単に市場側の対応まかせだけですむ問題ではない。先述したように、伐採届を受理する市町村側においても、提出したその場で伐採計画の適合通知書が渡される所もあれば、10日近く経ってやっともらえる所もあるというようにバラツキがあり、こうした点も業者が伐採届を出さない要因の一つになっているように思われる。今後、市場を中心に市町村等行政も含んだ総合的な対策を検討する必要が課題としてあげられる。

## 事例 F

### 1. 事業者の概要

F会社は、スギの製材、スギ製材品の卸売販売を手掛けている。原木の仕入れは所在地域の原木市場が中心だが、素材生産業者からも若干仕入れる。年間の素材消費量は12,000m<sup>3</sup>で、主要製品はタルキ、胴縁、間柱AD材、平割等で、主要販売先は系列会社、木材問屋、プレカット工場、木材市場などである。

この地域は全国でも有数の国産材を中心とした木材業の集積地であり、70近くの製材工場が操業しているといわれていたが、ここ10年位の間には業界は大きく再編され、実質操業は30工場位に減少してきている。

この会社は、平成18年12月に県木材協同組合連合会に取り扱う木材・木製品の主要品目・年間取扱量、事業所の敷地・建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況、分別管理及び書類管理の方針等の書類を添えて申請し、「事業者認定書」が交付されている。

### 2. 合法木材加工販売の取組みと問題点

#### （1）素材の仕入れ

原木取扱量は年間スギ12,000m<sup>3</sup>である。仕入先は全て原木市場からで、そのうち7割近くが市内の3市場、残り3割が県内、隣接県の市場である。現在のところ仕入れ原木については合法性証明がなされていない。その背景として、原木を建築材に製品化して販売する際に販売先から合法性証明の要求がないことが挙げられる。すなわち、販売面で合法証明の必要性がないことが、原木市場に合法性証明への要求につながらないといった構造になっているものと思われる。このようなことから、現時点では仕入れ原木について丸太の分別管理もなされていない。

#### （2）製品の加工

素材の仕入れ段階で合法木材証明を求めておらず、また製材加工段階で合法木材の分別管理は実施されていない。ただ、仮定として分別管理するとしたらそのコスト増があるかどうかについては、製品倉庫は2倍の面積規模がいるだろうし、人員についてもチェック責任者を中心に全体的に仕事量は増加するだろうと想定している。

### (3) 販売努力

合法木材の利用増へ向け業界としてなすべきことについては、今のところはその必要性は薄いものと考えているようである。その根底には、国産材の取り扱いでは外材のように違法伐採はなく、その全てが合法材だという意識が強くて合法性か否かを分別することの意義を見出していないことにある。また、地域では山側（川上側）において合法性の証明が、十分に行われていないということもあり、まずその点を固め、次の加工段階への連鎖がなされるべきだろうと考えている。

以上の点から、原木市場における合法材の取扱い状況の動向を把握することが必要であり、関連して市場と林産物流通センターにおける取り組みをみてみることにする。

## 3. 原木市場における合法木材の取り組み

### (1) A市場

本市場は年間取扱量56,000m<sup>3</sup>（針葉樹9：広葉樹1）で、出荷者は地域内、隣接県から40～50事業者、買方は出荷者と同様な圏域から常時60～70事業者が集まっている。

合法木材事業者認定については平成18年11月に取得している。合法木材の認定に関しては、伐採届が取得されているがどうかを基準としている。出荷者は素材生産業者がほとんどであり、これに対し素材の持ち込みには伐採届の添付を1年以上前から求めている。具体的には、伐採届の写し、保安林解除の写し等の添付を依頼している。しかし、現状はその徹底がなされていないのが実態である。したがって、市場として合法木材証明の発行ができないという悪循環に陥っている。

素材生産業者の段階で伐採届の把握が徹底できない理由として、規模の大小があげられ、どうしてもいわゆる一人親方的な者は伐採届が面倒だということに遵守しない傾向が強いとしている。ただ、この伐採届の徹底に関しては県が指導を強化しつつあり、市場としてはそれに協力していく意向である。将来的には伐採届を添付した納品書の発行となるかもしれない。ただ、その際問題として、合法材の分別管理に関してのコスト増加を予想している。

### (2) B市場

本市場の平成18年度取扱量は11万m<sup>3</sup>で、その95パーセントがスギである。出荷者は40近くで、内訳は森林組合3割、素材生産業者5割、個人2割と、森林組合系統市場にもかかわらず、業者等が7割と大部分を占めている。買い方は40～50者で、地域から50パーセント、隣接県から15パーセン

ト、県内から13パーセント、残りがその他となっている。

合法木材事業者認定については平成18年9月に取得している。合法木材への取り組みは1年半前から始めており、伐採届を出してもらうよう届け出の用紙を管理棟玄関のカウンターに置いている。ただ、全体としては努力目標にとどまっており、取扱量11万 $m^3$ の中、伐採届に付随した出材は森林組合系統で3万 $m^3$ 、素材生産業で3万 $m^3$ と合わせて6万 $m^3$ 位であり、全体取扱いの2分の1程度と推定されている。素材生産業からは伐採届に付随した出材は2分の1位にすぎず、規模が小さな業者は伐採届を出していないものと思われる。

こういう状況もあって、市場は現時点では合法木材証明の発行を実施していない。また、証明を実施しなければならないとなった場合、市場側にシワ寄せがくるのではないかと心配している。問題の一つが分別管理であり、合法材とそれ以外を区別するため桧積面積が通常の2倍近く必要となり、今の土場面積では対応できないのではないかとこの点である。二つめが桧積であり、作業が2倍となってコスト的にもかかり増しになるのではないかとこの問題である。さらに三つめが選別機の設定に関することであり、素材を選別機に通すごとに合法材が否かで桧番号を設定し直す必要が生じ、これもコスト面で増加につながるのではないかと問題視している。

このように、両市場とも合法性の認証については一定の理解を示しているが、実際に実施するとすると、主に分別管理に係るコスト増を危惧している。

### 3 まとめ

A～Fの6事例の調査結果をまとめると次のとおりである。

- ア 原木市場の例では、市場側から法令に基づく伐採届等の提出を求め、市場に出荷される原木の大部分は合法性の証明されたものとなっている。ここでは、原木買受者から合法性証明の要請の有無にかかわらず、証明書を添付して納材している。
- イ 製材・加工事業者の例では、仕入原木の大部分が国有林材、公有林材であり、これらは仕入れる際に証明書（具体的産地の地番まで含めて）が添付されており、土場、製材加工の分別管理はきちんと仕分けて実施している。ただし、出荷については、取引先の求めに応じて証明書を発行している。
- ウ また別の製材・加工工場では、経常的に比較的多くの木材を製材・加工・出荷しているが、顧客から合法証明の要求がないことから、通常は原木の証明書の確認、製材品等の証明書発行を行うことはない。しかし、公共工事の関連で1, 2件の資材受注を受けた際に、後追的に証明書の発行が求められた。ここで取り扱う原木は、以前から地域材の生産・流通ルートが概ね確立していることから、市場、素材生産業者等へと流通ルートを進んで可能なものを合法証明している。
- エ また、さらに別の製材・加工工場では、通常は多くの木材（原木、加工）を取扱っているが、マーケットから今のところ証明木材の要請がなく、現時点では原木仕入の際の証明書の確認、製材品の証明書の発行を行っていない。仕入先の市場も、山元には証明書提出を求めているものの、出荷者が小規模なものも多くその浸透が難しく伐採届等証明書がそろえにくいということである。
- オ 原木市場では土場での選別、分別管理、これは製材工場でも同じであろうが、敷地に余裕がない限り原木に証明木材、非証明木材が混入していれば、選別機、土場整備等の設備投資、分別管理等の一般管理費などコスト負担が大きくなることを懸念している。
- カ 山元にあっては、一般林家等は「違法に伐採していない。」という意識が強い。また、わずかの量（数立方メートル単位の人も多い。）を伐り出すのにも伐採届等手続きのための手間、コストがかかる。こうした中で、原木市場としても、原木を受け入れる際に証明書等を求めにくい状況にある。行政、関係者含めての、この課題解決のための取組みが望まれる。
- キ 原木市場、製材・加工工場では、合法性証明のための分別管理等のコス

トかかり増しなどを考慮すると、民間も含めての大幅な需要増（国等の機関が使用する木材の量は全体から見れば極めて少量）がないと、合法木材の証明取組みの本格的実施に踏込みにくいとしている。合法木材の実需増対策の取組み、制度の普及、分別管理コスト低減方策の取組みが必要である。